

さいたま都市計画道路の変更について（さいたま市決定）

都市計画変更の概要

【議案第 4 1 2 号関係】

**令和5年度 第1回都市計画審議会**  
さいたま都市計画道路の変更について（さいたま市決定）

**【対象施設（さいたま市決定）】**

名称	位置		延長	構造形式	車線	幅員	当初決定 最終決定
	起点	終点					
3・1・7号 外環状道路	南区辻 六丁目	南区文蔵 三丁目	約1,920m	地表式	4	62m	S43.10.30 H16.10.26
3・4・39号 辻中央通り線	南区辻 八丁目	南区辻 八丁目	(新)約 50m (旧)約410m	地表式	2	(新)20m (旧)16m	S58.3.15 H16.10.26
3・4・40号 朝霞蔭線	南区辻 八丁目	南区辻 八丁目	約240m	地表式	2	20m	S58.3.15 H16.10.26

**【変更内容】**

- さいたま都市計画道路3・1・7号 外環状道路 : 隅切りの廃止
- さいたま都市計画道路3・4・39号 辻中央通り線 : 一部区間の廃止
- さいたま都市計画道路3・4・40号 朝霞蔭線 : 隅切りの廃止

**【都市計画変更理由】**

さいたま市では、長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路について、社会状況の様々な変化を踏まえ、見直しの方向性を示した「さいたま市道路網計画」を定め、それらに基づき、未整備の都市計画道路の必要性の再検証を行いました。

その結果、将来交通量の変化等を踏まえ、合理的な計画への転換を図るため、一部区間の廃止を行うことが妥当となった3・4・39号辻中央通り線、及び一部区間の廃止に伴い隅切りの廃止を行うことが妥当となった3・1・7号外環状道路及び3・4・40号朝霞蔭線について変更を行います。

**【変更スケジュール（予定）】**

- 令和4年6月 説明会（法第16条）
- 令和5年3月～5月 将来管理者協議（法第23条6項）、国事前協議
- 令和5年7月 案の公告・縦覧（法第17条）
- 令和5年8月 都市計画審議会
- 令和5年9月 国同意協議、変更告示

**【位置図】**

